

博士（保健学または看護学）の学位審査（課程博士）に係る申合せ

1 [研究内容]

博士課程における研究内容は、保健学、看護学、医療技術科学の発展に寄与するものであること。

2 [主論文1]

申請者が筆頭著者である原著論文で、博士後期課程在籍中に査読制度のある学術雑誌に受理された論文

3 [主論文2, 3]

博士課程在学中または最近5年間に[主論文1]以外に受理されている論文。詳細は各分野細則参照。

4 単位修得退学者については、単位修得退学後に受理された論文を主論文とすることができる。

5 [博士論文（本論文）]

(1) 博士論文は主論文の内容を踏まえ作成する。

(2) 審査合格後は大学に提出する。

6 [論文審査（研究発表会等）]

主論文が受理されたことを条件に、論文審査委員会を構成し、当該博士論文内容に関する審査を開始することができる。

上記の学位審査基準に沿って、各分野において下記の細則を設ける。

<統合保健看護科学分野>

・主論文1に関する細則：

(1) 原則として英文とする。

(2) 和文論文の場合は、日本学術会議に学術団体登録されている団体の学会誌に原著として受理されているもの。原著以外の論文種類（例：実践報告、研究報告など）は含まない。

・主論文2、3に関する細則

(1) 主論文1以外に、論文1編以上が受理されていること。

これを主論文2、3等と称する。

但し、論文の付帯事項は下記のとおりである。

(a) 英文・和文を問わない。

(b) 原著・総説を問わない。

(c) 筆頭著者でなくてもよい。

(d) 他の人の論文審査に使用した論文でもよい。

<医療画像技術科学分野・医療検査技術科学分野>

・主論文1に関する細則：

(1) 原則として英文とする。

・主論文2、3に関する細則

(1) 主論文1以外に、論文1編以上が受理されていること。

これを主論文2、3等と称する。

但し、論文の付帯事項は下記のとおりである。

- (a) 英文・和文を問わない。
- (b) 原著・総説を問わない。
- (c) 筆頭著者でなくてもよい。
- (d) 他の人の論文審査に使用した論文でもよい。

細則の適用時期

- (1) 細則は平成16年度の学位取得希望者より適用する。
- (2) 細則は平成22年度の学位取得希望者より適用する。
- (3) 細則は平成27年度の学位取得希望者より適用する。

附則

この申合せは、平成14年6月28日より適用する。

附則

この改正は、平成22年10月1日より適用する。

附則

この改正は、平成28年1月14日より適用する。

附則

この改正は、平成30年4月1日より適用する。

附則

この改正は、令和4年7月14日より適用する。